

中野 親人に対する行政処分の概要

1 名宛人

中野 親人（なかの ちかひと）（以下「中野」という。）

2 処分の内容

中野が、令和4年9月30日から令和5年12月29日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止すること。

- （1）特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第3項に規定する電話勧誘販売（以下「電話勧誘販売」という。）に関する売買契約の締結について勧誘すること。
- （2）電話勧誘販売に関する売買契約の申込みを受けること。
- （3）電話勧誘販売に関する売買契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。）第23条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- （1）株式会社一製薬（以下「一製薬」という。）に対し、特定商取引法第23条第1項の規定に基づき、同社が行う電話勧誘販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- （2）中野は、一製薬に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者（旧法第23条の2第1項に規定する役員）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。